法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

吉野熊野国立公園成立史 : 自然保護と利用開発の 確執を中心に

著者	村串 仁三郎
出版者	法政大学経済学部学会
雑誌名	経済志林
巻	71
号	4
ページ	153-180
発行年	2004-03-05
URL	http://hdl.handle.net/10114/3427

吉野熊野国立公園成立史

--- 自然保護と利用開発の確執を中心に ---

村 串 仁三郎

目 次

はしがき

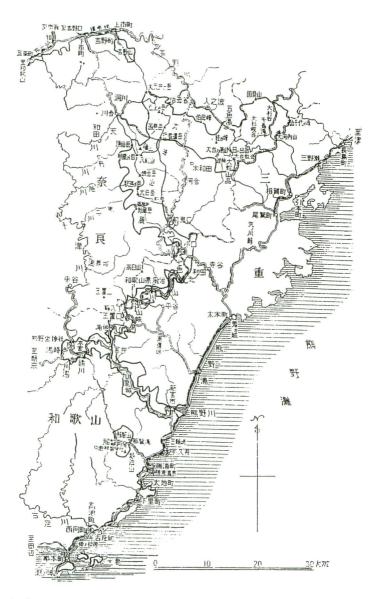
- 1 大正10年以前の奈良吉野における自然保護
- 2 大正10年~昭和3年の吉野・熊野国立公園設立運動と自然保護
- 3 昭和4年以降の吉野熊野国立公園設立運動と自然保護

はしがき

吉野熊野国立公園は、大正12年に大台ケ原が国立公園候補地に指定され、その後紆余曲折をへて昭和11年に大台ケ原に大峯山脈と熊野沿岸、その中間にある峡谷一帯をふくめて吉野熊野国立公園として指定された⁽¹⁾。吉野熊野のすぐれた自然、風景は、上高地、黒部渓谷、尾瀬ほど知られていないが、国立公園制定運動により積極的に保護されてきた事例の一つであり、そのための国立公園設立運動は、国立公園制定史において重要な意義をもっている。

吉野熊野国立公園は、脇水鐵太郎が指摘しているように「我国に於ける海と山との風景を包含する唯一の国立公園たると同時に水成岩の山岳風景を代表する唯一の国立公園でもある。」具体的にいえば、吉野熊野国立公園は、奈良県、三重県、和歌山県の3県にまたがる紀伊半島の背骨をなす山岳地帯に位置し、「北部の山岳部と南部の海岸部とその中間の渓谷部の

第1図 吉野熊野国立公園



(注) 『日本の国立公園』より。

三区に分たれて居る (2)。

北部は、豊かな大自然を抱える大峯山脈、大台ケ原山、大杉谷が知られ、中間部の峡谷は、「北山峡十里一名奥瀞」として知られ、また「静寂太古の如き瀞八丁」、さらに熊野灘に至る「熊野渓谷」の「九里峡」など優れた自然と景観が知られ、南部は「日本で唯一無二の」熊野浦の海岸風景地であった(3)。

原生林が保存されていた大台ケ原山は、維新後の近代化とともに、製紙業のための林業によって、その原生林が乱伐されて、自然破壊がすすんだ。大正期に入って北山峡、奥瀞に水力発電所建設の計画が起こり、峡谷一帯の風景は、大幅に破壊される脅威にさらされた。

そうした過程で、いち早く一帯の自然保護に立ち上がった人々が、大台ケ原山の原生林の保護を要求し、瀞八丁の天然記念物化をおこない、さらに国立公園指定によって開発を規制し、自然を保護する運動をおこなった。こうして昭和11年に吉野熊野国立公園が指定され、大台ケ原の原生林、中部の峡谷の景観、熊野灘の自然景観が保護されることになった。

なお本論文は、これまで本誌に連載してきた日本の国立公園制定史の論稿の一部である。ついでに指摘しておけば、これら一連の論稿は、大幅に改定、修正して『国立公園成立史の研究―日本の自然保護と開発―』と題して今秋に法政大学出版局から出版されることになっている。

《注》

(1) 吉野熊野公園の設立史については、これまでまとまった研究はまったくない。奈良、和歌山、三重の各県史も、吉野熊野国立公園についてほとんど言及していない。なぜそうなのか、筆者には理解しがたい。

したがって, 吉野熊野国立公園の設立過程における開発と自然保護についての確執については, きわめて断片的な資料しか存在せず, 十分な分析ができなかったことを断っておかなければならない。

小論の研究においては、鈴木良編『奈良県の百年』、山川出版社、1987年、が短文ながら吉野熊野国立公園の設立について手際よく解明してお

り、研究の導きの糸として役立った。本宮町史、新宮市史は、貴重な関係 資料を提供してくれて役立った。

とくに大台ケ原の自然保護については、白井光太郎の以下の論稿が役立った。

「吉野名山の保護について」、大正5年4月10日の大台ケ原での講演。 『白井光太郎著作集』第4巻、所収。「名山大台ケ原山の保護」、大正6年8月6日の講演。同上書。「奈良県吉野郡における天然記念物中植物について」、『史蹟名勝天然紀念物』第4巻第11号、大正10年。同上書。

その他, 吉野熊野国立公園に関連する以下のような論稿が, 『国立公園』 誌に掲載された。

中越延豊「隠れた峡谷・大杉」、第1巻第5号。

中越延豊「国立公園候補地概観(十)[大台ケ原山]」, 第2巻第3号。 種田虎彦「国立公園候補地としての吉野群山の価値」, 第2巻第10号。

柴田常恵「国立公園候補地史的概観(九)大峯山と大台ケ原」,第3巻 第12号。

岸田日出男「大峯山脈女人登山解禁問題について」,第5巻第3号。

藤木九三「国立公園を語る(二)吉野群山と熊野」,第5巻第3号。

三浦忠夫「熊野海岸を通ずる鉄道工事に就て」,第5巻第9号。

根井友信「北山峡を筏で下る」,第5巻第10号。

脇水鐵太郎「吉野熊野国立公園」,『国立公園』第8巻第3号。

その他,以下の文献を参照。

川瀬善太郎「大台ケ原の森林観」,『史蹟名勝天然紀然物』,第1巻第21号,大正6年10月。

日本自然保護協会調査報告第10号『吉野熊野国立公園大台ケ原山・大 峯山脈自然保護調査報告』,1964年。

吉野郡役所編『吉野郡物産誌』(上巻), 大正7年。

木本光三郎編『吉野群山』,大正6年。

岩本武明編『大和アルプス並ニ大台ケ原山』,大和山岳会発行,大正10年。

- (2) 脇水鐵太郎「吉野熊野国立公園」,『国立公園』第8巻第3号,昭和11年3月,小論は脇水『日本風景誌』,昭和14年,河出書房,に掲載。引用は,同書,26-7頁。
- (3) 同上書, 25-33頁。

1 大正10年以前の奈良吉野における自然保護

奈良県にある高見山から大台ケ原山にいたる台高山脈と山上ケ岳から釈迦ケ岳にいたる大峯山脈は、吉野群山といわれ、両者の間に流れる北山川は、和歌山県に入って熊野川となり熊野灘にそそいだ。

古来から「吉野群山は原始林に埋め尽くされ、修験道の山伏がのぼったりするほか人跡まれな山岳であった。」⁽¹⁾。しかし江戸時代から北山川、十津川沿岸にはいわゆる吉野林業が発達し、人工造林と原始林の採取がおこなわれてきた⁽²⁾。

日本の近代化とともに、吉野林業は、20年から100年の間間伐をおこないつつ木材を供給する造林業を中心に発達した。他方、北山川、十津川流域では、明治期に入って森林の乱伐がすすみ、山は荒れたといわれている⁽³⁾。

十津川流域では、明治10年代に名古屋の木材業者が、大規模な採取林業をおこない、自然を変形させ、大洪水を招き、また逆に筏流しを可能にし、採取林業を刺戟した。それでも、大台ケ原の原始林は、川沿いになかったこともあって、伐採はきわめて少なかった。大台ケ原の原生林は維新後までほぼ確実に残こった(4)。

そうした原生林のある大台ケ原は、探検家松浦武四郎によって明治18,19年の両年に調査され記録された。明治24年に神道家の古川嵩は、大台ケ原山頂に登山し、明治32年に頂上に大台教会を開き、以後そこに定住して開発と登山者の救済にあたった⁽⁵⁾。

また史蹟名勝天然紀念物保存協会設立の発起人の一人であった植物学者 白井光太郎は、明治28年に吉野群山に入山し、植物の調査をおこない、吉 野・大台ケ原の植物研究と、郷土誌史を研究していた。彼は、明治29年の 『植物学雑誌』に「駿遠和紀採取植物之記」を報告し、また明治40年の 『山岳』誌に「大和吉野より大台ケ原山、釈迦岳、弥山、山上岳を経て再 び吉野に出づる記しを書いた(6)。

しかし維新後に発達していった林業は、明治末から未開の山奥の原生林をもとめて進出し、熊野川上流や大台ケ原周辺の原生林をしきりに伐採 し、自然を破壊していった。

この事情について白井は、つぎにように述べている。

地元民が、明治40年頃「代金十五万円をもって、この山の立木とともに四日市製紙会社へ売り払」ってしまい、洋紙高騰で「いよいよ製紙の原料にせんために伐木する」ことになり、大正5年「より伐木に着手してすでに幾万本の伐木を実行し、おいおい全山を赤裸々にせざれば止まざるのありまさである。ダイナマイトで大蛇倉の岸壁を破壊する音は、老樹巨幹の伐採せる斧斤の音に和しすさまじい勢いである。」(7)

大台ケ原の原生林の伐採を水源の枯渇, 自然の破壊ととらえる地元民 は, 対策にのりだした。

吉野郡内には、すでに早くから自然保護の運動が存在していた。明治26年に地元民の要求によって、吉野山公園が制定され、吉野山の桜と史蹟が保護され、同時に観光客を集めることになった公園設立とともに、吉野山保勝会が設立され、会長を吉野郡長と定め、会員より寄付をつのり、維新後に荒廃した吉野山の史蹟と自然の復興、保存にあたった(8)。

そのような伝統を生かして吉野郡長の谷原岸松は、早くも大正2年に白井光太郎を顧問にして吉野保勝会を組織に、大台ケ原の保護運動にとりかかった⁽⁹⁾。

ちょうどその頃、大台ケ山では、明治32年に古川嵩が土倉庄三郎らの援助で建設した大台教会は、しだいに増加してくる登山者の拠点となっていた。大台ケ原登山者は、大正の初めには200名ほどたったが、「このころようやくスポーツ登山が注目されはじめ、吉野群山は大阪にちかい山々として紹介され、『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』などの記事もややふえてきた。」といわれている(10)。白井光太郎は、大正4、5年には大台ケ原登山者は、年数千人にたっしたと指摘している(11)。

大正 4,5年の大台ケ原周辺の山林伐採に対応して、吉野郡長谷原岸松 らは、大正 5年4月に白井光太郎を招いて吉野保勝会主催の講演会を開催 し、登山者に大台ケ原の自然保護の講演を聞かせ、世間にアピールした。

白井光太郎は、この事情を「吉野郡長谷原氏が率先これを慨き、なにと ぞして大台ケ原の名山で治水上にも緊急の山であるという事を世に紹介 し、満天下の視聴を動かし、狂瀾を巳倒に防がんと」したと語った(12)。

白井は、この講演で、「吉野連山」を「史跡、名勝、天然物」の「三者」が存在する地域として日光につぐ地域と指摘し、吉野の「名山の保護」の必要を強調した(13)。

白井は、維新前には厳しく保存されてきた史跡、名勝、天然物が、維新後に崩れてきているため、今やそれを保護しなければならないと語った。とくに彼は、すでに日光山や吉野の奥にしか見られなくなった「原生林、即ち古来斧鉞の入らぬ天然林」、それに付随して存在する動植物を保存しなければならないと述べた。

白井は、名山保護の方法として具体的な提案をおこない、つぎのように述べた。大正4年に山林局が「保護林設定に関する通牒」を出しており、この通牒にもとづき、本省に上申して、この地域の国有林を「保護林」に指定して保護できる。そして「嗚呼中央政府及伊勢、紀伊、大和三国の為政者は宮川、北山川、吉野川の水源の涸渇するをも意とせず会社が為すが保に放任して顧ざるか」と「反省を促し」、中央、地方の為政者に自然破壊を止めさせ、自然保護をおこなうように訴えた。

この講演録は、当時の人気雑誌『太陽』大正5年8月号に掲載されて、 世上の注目をあび、また大正6年発行の本木光三郎編『吉野群山』に採録 されて、大台ケ原の自然保護の宣伝に大きな役割を果たした⁽¹⁴⁾。

吉野郡は、さらに大正6年8月3日より10日間、郡主催で「大台ケ原山 嶺夏期講演会」を開催した。吉野郡は、史蹟名勝天然紀念物保存協会長徳 川倫頼を先頭に、植物学の白井光太郎、地質学の脇水鐵五郎、昆虫学三宅 恒方らと共に、大台ケ原に招き、大台ケ原山上で講習会をおこなっ た(15)。

白井は、再度「名山大台原山の保護」について講演し、自然保護を訴えた。

彼は、大台ケ原の原始林が林業のために伐採され、自然破壊が進行し、 それを放置しておけば掛け替えのない貴重な自然、風景が失われ、治山治 水を崩壊させ、山は丸裸になると警告し、史蹟名勝天然記念物保存協会 「は微力で、これを救う事ができぬ、これをぜひ三県人において保存して、 地方の天宝として天下後世に示すべきである」と訴えた⁽¹⁶⁾。

史蹟名勝天然紀念物保存協会の評議員であった林学者川瀬善太郎も、大正6年10月に同協会の講演会で「大台ケ原山の森林観」について論じ、その論稿を『史蹟名勝天然紀念物』誌に発表した⁽¹⁷⁾。

こうして大正5年から6年にかけて、史蹟名勝天然紀然物保存協会派の 学者、地元民が、大台ケ原の自然保護、原生林の伐採中止を訴えた。

とくにこの運動で注目すべきは、白井の講演に共鳴し、吉野群山の保存 運動に参加した吉野郡役所の産業技手であった岸田日出男は、役所の命を 受けて、吉野「群山の調査とその宣伝・紹介」をおこなった。彼の努力で、 大正5年6月に『吉野群山(大和アルプス)写真集』が発行された。また 大正6年には木本光三郎編『吉野群山』が刊行された(18)。この本には、 先に指摘したように白井光太郎の講演論文「名山の保護」が掲載され、自 然保護を訴えていた。

こうした啓蒙的な運動の一方,地元民を中心に山岳会が組織されて,登山を通じて大台ケ原の自然保護の運動がすすめられた。大正11年10月に,木本源吉を会長に大和登山岳会が設立され,機関誌『山嶽』が刊行された。

他の山岳会のように、大和山岳会の趣意書は、「吾人は本県山岳会を組織しこれが調査研究を積みこれが保護に力め更に山嶽を紹介し登山を奨励して一つに益々山嶽趣味の普及を図り…」云々と書き、自然保護を強調している⁽¹⁹⁾。

他方,和歌山県においては、明治期に周知のように神仏毀釈に絡んで、神社統合問題がおき、南方熊楠をリーダーとする自然保護運動が展開されていた。この問題に関心を抱いていた白井光太郎は、熊楠と交友をむすび、熊野の大自然に関心を示していた⁽²⁰⁾。

昭和3年に天然記念物に指定される奥瀞は、和歌山県、奈良、三重の3県に懸かる名勝地であった。明治38年に東京高等師範教授佐藤傳蔵は、この奥瀞の学術調査をおこない、『地質学雑誌』に瀞峡の構成岩石と景観について報告した⁽²¹⁾。

白井光太郎は、明治44年10月に『日本及日本人』誌に「神社の合併史蹟名勝の破壊は国家の深憂」を書き、政府のおこなっている神社の合併運動が、自然、史蹟を破壊していると批判し、その愚行を止めるように訴えた。白井は、その中で熊楠を支持し、とくに和歌山、奈良、三重で神社合併に注目した(22)。白井は、その後、同じテーマで二、三論じている。

大正3年9月『史蹟名勝天然紀念物』誌の第1巻第1号によれば、明治44年の「協会録事」という記事に「白井光太郎博士より和歌山県那智山林 濫伐に関する事」という記述がみられる⁽²³⁾。これは、白井がすでにその 時期に和歌山県側の那智の山林濫伐に心を痛めていたことを示唆してい る。

大正期初年代に、豊富な水量をほこる熊野川の上流で水力発電所建設問題がおき、大正5年4月、吉野郡天川村と十津川大塔村の両村民が、峡谷の危機に反対して運動を展開した⁽²⁴⁾。これは、国立公園候補地に水力発電所問題が起きることを予想させるものであった。

《注》

- (1) 鈴木良編『奈良県の百年』, 225頁。
- (2) 吉野林業については、奈良県史、その吉野林業史に関する文献を参照。
- (3) 奈良県史編纂委員会編『奈良県史』第1巻地理,1985年,472頁。
- (4) 白井光太郎「名山大台原山の保護」,前掲白井『著作集』第4巻,254 頁。

- (5) 前掲『奈良県の百年』, 226頁。
- (6) 三重県編『三重県史』別編自然,平成8年,1996年,19頁。
- (7) 白井光太郎「名山大台原山の保護」,前掲白井『著作集』第4巻,254-5頁。
- (8) 前掲『吉野郡史料』(上巻), 659頁, 672頁。
- (9) 前掲『奈良県の百年』, 226頁。
- (10) 同上, 226頁。
- (11) 前掲白井『著作集』第4巻, 250頁。
- (12) 前掲白井『著作集』第4巻, 255頁。
- (13) 同上, 235頁。
- (14) 木本光三郎編『吉野群山』,大正6年,
- (15) 「雑録」, 『史蹟名勝天然紀念物』第1卷21号, 172頁。
- (16) 白井光太郎「名山大台ケ原山の保護」,前掲白井『著作集』第4巻,255 頁。
- (17) 川瀬善太郎「大台ケ原山の森林観」,『史蹟名勝天然紀念物』第1巻21号,
- (18) 前掲『奈良県の百年』, 225頁。
- (19) 大和山岳会『山嶽』第1号, 大正11年, 178頁。
- (20) 詳しくは、後藤正人『南方熊楠の思想と運動』、世界思想社、2002年、を参照。
- (21) 前掲『三重県史』別編自然, 25頁。
- (22) 前掲白井『著作集』第4巻、参照。
- (23) 「協会録事」, 『史蹟名勝天然紀念物』第1卷1号, 7頁。
- (24) 前掲『奈良県の百年』, 年表。

2 大正10年~昭和3年の吉野・熊野国立公園設立運動と自然保護

大台ケ原は、大正10年2月の田村剛論文の国立公園候補地にも、大正11年11月の史蹟名勝天然紀念物保存協会の候補地にもノミネートされていなかった。しかし大正12年2月の衛生局長横山の公表した国立公園候補地には「大台ケ原」としてノミネートされた⁽¹⁾。

大正12年に16国立公園候補地の一に大台ケ原が指名された理由は、史蹟

名勝天然紀念物保存協会の論客自井光太郎らが、早くから大台ケ原の保護 を要求していたからであり、それが内務省衛生局長を動かしたからであっ た。

白井光太郎は、大正10年10月の『史蹟名勝天然紀念物』誌に「奈良吉野郡における天然記念物中植物について」を発表し、大山蓮花の群生地、トガサハラの野生、仏経ケ嶽原生林、仏生ケ嶽タウヒの純林、前鬼牛抱坂におけるシンシランその他菌類洋歯類植物の蕃付着せる橘樹林、石楠花の大集団、高野槙の自生、などなどを調査し、それらを天然記念物に指定して保護するべきことを要求していた⁽²⁾。

また内務省は、大正11年にまだ大台ケ原を国立公園候補地に指定していなかったが、大台ケ原の調査をおこなっていた⁽³⁾。従って大台ケ原は、大正10年から事実上、国立公園候補地と見なされていたのである。

武田久吉は尾瀬を国立公園に指定して保護するという方法を快く思っていなかったが⁽⁴⁾、彼と対照的に、白井光太郎は、国立公園に指定して大台ケ原の保護するという立場をとっていた。

白井は、大正10年に広島でおこなった「国設公園と植物」と題する講演で、吉野郡の原生林が乱伐されていることにふれ、貴重な自然を外国のように私有地を買い上げたり、国立公園を造って国費で保護すべきだと主張した⁽⁵⁾。こうした動きを反映して大台ケ原は、大正12年2月に公式に国立公園候補地に指名されたのである。

他方,地元の吉野郡会は,大正11年11月に早々と内務省に吉野群山の国立公園指定請願書を提出した(6)。要望書で注目される論点は,「吉野群山へは交通の発達で京阪神から手軽にいけるところだと強調していることと,もう一つは原生林の大規模な濫伐を防止するために国立公園指定が必要だとしていることであった。」こうした方法は,明らかに白井らの影響のもとに,吉野群山の原生林の乱伐を防ぐために,登山を広め,観光化することによって,林業に対抗し,さらに大台ケ原一帯を国立公園に指定して自然を保護しようとするものであった。

奈良県議会も、同年末に同様の要望書を決議した(7)。

大正12年1月に、衆議院議員岩本平蔵ら5名は、「奈良吉野郡を中心と する国立公園設定に関する建議案」を帝国議会に提出した⁽⁸⁾。

折りしも大正11年10月26日に大和山岳会が設立されて、同会の機関誌『山嶽』第1号が発行された(9)。

なお当初の大台ケ原国立公園構想は、奈良県吉野郡でも、内務省もそうであったが、大台ケ原を中心とした吉野群山の国立公園構想であった。ところが大正11年10月に、すでに奈良県、和歌山県、三重県の3県が吉野群山に加えて、和歌山県内の峡谷、三重県の熊野灘周辺をふくむ国立公園化の構想を提唱していた。

大正11年10月12日の『紀南新報』によれば、「吉野、宇智、南、東四郡 国立公園請願書」が関係当局に提出された。この請願書は「和歌山県名所 史蹟調査委員(正式には史蹟名勝天然紀念物調査委員であろう。引用者) 新宮中学校嘱託小野芳彦氏」の執筆によるものであった。

この請願書の趣旨は、政府は国立公園設立の地として「我が紀和南部の地方を以て適当なる境域と御認定」のようであるが、「未だ其の詳細」は不明であり、「伝ふる所によれば大和アルプス大台ケ原山一帯の地域を主とさせられ居る」やに思われが、「その範囲を拡められ」、「吉野、宇智及東南牟婁四郡全部を包含せられんことを切に奉願望候」ということであった(10)。

この請願書には、国立公園設置の目的を、開発の遅れていたこの地域の名勝地を観光的に名誉づけることにおき、とくに自然の保護をうたっているわけではい。しかしその根底には、当時始まっていた熊野川上流、北山川上流における電源開発による自然破壊への危惧があり、国立公園指定によって河川、渓谷とその風景を保護し、観光資源、地方の交通機関である河川を保護しようとする住民の思いがあった(11)。

大正12年3月の『大阪朝日新聞』によれば、和歌山県知事は、「名勝地保護政策に力瘤を入れ赴任以来田村林学博士を聘して二三候補地の調査を

依頼した事がある。」(12)。これは、大正11年の内務省による大台ケ原の調査の際に、和歌山県知事は、和歌山県側の名勝地を併せて調査してもらったことを指しているのであろう。

和歌山「県当局の希望は大台ケ原を中心に、北は高野全山南は本宮湯の峰、那智全山瀞八丁の名勝を包含する一大国立公園の設定」であったが、これに田村、三好学らが「賛意を表」していたと紹介されている⁽¹³⁾。田村らが、大正12年3月の時点で和歌山側の名勝地を国立公園内に包含することを決心していたかどうかは定かではないが、知事等の要求には耳を傾けたに違いない。

ともあれここでは大正12年の初めに、和歌山県は、瀞八丁を名勝地として確定し、国立公園の一部に組み入れて保護しようとしていたことがわかる。

ちなみに大正15年に和歌山県では、熊野保勝会が設立され、名勝地の保護運動を展開している⁽¹⁴⁾。とくにこれまで国立公園候補地から外れていた和歌山県の国立公園指定運動は、強力におこなわれた。

さらに和歌山県の新宮市では、大正12年4月に、政友会東牟婁郡の倶楽部総会が開かれ、鉄道の建設、新宮川の治水要求に加え、「熊野地方史蹟名勝の保存を期す」と決議した。そこには、観光資源として史蹟名勝に注目し、それらを破壊から護ろうとする姿勢が示されている(15)。

昭和2年国立公園制定運動が再構築され新たな運動が展開されたが、奈良県吉野郡でも、昭和2年11月に吉野郡町村会長を中心に『吉野国立公園期成会』が結成された。会長は、大和山岳会副会長で林業家の岩本武助、幹事に吉野山岳会副会長の岸田日出男らが就任して、吉野群山の国立公園指定の運動がすすめられた⁽¹⁶⁾。

ちょうどその頃、昭和3年に北山川の下流、和歌山県側の熊野川の峡谷、瀞八丁は、名勝及天然記念物に指定され、保護されることになった⁽¹⁷⁾。

このような自然保護政策の進展は、その背景に、大正期に入ってから北



和歌山県

第2図 瀞八丁の図

(注) 『日本の天然記念物』第6巻, 地質鉱物編,講談社,1948年,27頁より。

山川流域の各地で発電所建設の計画が提出され、地元住民による反対運動が起きていたことがあげられる⁽¹⁸⁾。

明治38年に奥瀞の学術調査をおこなったことのある東京高等師範教授佐藤傳蔵は、昭和2年に内務省の依頼により自分の子息と共に、瀞峡の調査を命じられた。この調査は、内務省が、瀞八丁を電源開発による破壊から保護するためにおこなったものである。この調査の結果、昭和3年3月に「瀞八丁」は天然記念物に指定され、破壊から保護されることになった(19)。

『史蹟名勝天然紀念物』誌は、「瀞八丁」の「名勝及天然物」指定についてつぎのように報じた⁽²⁰⁾。

「指定の事由は名勝の部第四(著名なる奇岩),第五に依り,保存の要件は公益上止むを得ざる場合の外岩石の採取及河川を利用すべき土木工事は 之を許可せざる」とした。

かくして瀞八丁は, この地域での電源開発計画による破壊から守られ,

自然が保護されることになった。瀞八丁の「名勝及天然物」指定は、史蹟 名勝天然紀念物保存協会による吉野熊野国立公園指定への橋頭堡であった といえよう。

《注》

- (1) 拙稿「日本の国立公園思想の形成」,『経済志林』第68巻第2号,208頁 参照。
- (2) 白井光太郎「奈良吉野郡における天然紀念物中植物について」,『史蹟名勝天然紀念物』第4巻第11号,前掲白井『著作集』第4巻,154-60頁。
- (3) 田村剛『国立公園』, 3頁。
- (4) 武田久吉の国立公園観については、拙稿「日本の国立公園の制定(中)」、『経済志林』第69巻第4号、146—7頁参照。また、武田周辺の論者は、武田久吉『尾瀬と鬼怒沼』の書評で、「まことに尾瀬は美しいところである。国立公園計画とかいふ風景保存を目的とするか、景勝破壊を目的とするか、真意を把握し兼ねるような計画に於て、候補地として選定されたのも又宣なるなかである。だからそんな計画などどうでもいいとにかく尾瀬は尊すべき地である。」(藤島敏男)と述べている。『山岳』第25巻第3号、昭和5年。270頁。当時の山岳界で国立公園がどのように評価されていたかよくわかる文章である。
- (5) 白井光太郎「国設公園と植物」、『史蹟名勝天然紀念物』第5巻第10号、 前掲白井『著作集』第4巻、66-8頁。
- (6) 前掲『奈良県の百年』、227頁。
- (7) 同上, 227頁。
- (8) 第46回『帝国議会衆議院会議録』37,299頁。
- (9) 前掲『奈良県の百年』, 年表参照。
- (10) 新宮市編さん委員会編『新宮市史』資料編下巻,1996年,435頁。
- (11) 同上, 434頁。
- (12) 本宮町史編さん委員会編『本宮町史』近現代史料編,2000年,第一法規 出版,454頁。
- (13) 同上, 454頁。
- (14) 『新宮市史』資料編下巻, 435頁。
- (15) 同上, 199-200頁。
- (16) 前掲『奈良県の百年』, 227頁。
- (17) 『日本の天然記念物』6, 『地質鉱物』編, 1948年、講談社、26頁。

- (18) 前掲『新宮市史』, 238頁。
- (19) 前掲『三重県史』, 25頁。
- (20) 『史蹟名勝天然紀念物』第3巻第7号,昭和3年,87-8頁。

3 昭和 4 年以降の吉野熊野国立公園指定運動と自然保護

紀伊半島にあった国立公園候補地大台ケ原は、近畿地方では少しずつ知名度を上げていたが、中央ではまだあまり知られた存在ではなかった。そうしたこともあって、国立公園協会では、早くから大台ケ原を有力候補地として扱い、宣伝に努めてきた。

昭和2年末に設立された国立公園協会は、昭和4年1月から発行した雑誌『国立公園』で大台ケ原を積極的に取り上げた。

『国立公園』誌第1巻第5号は、昭和4年5月に中越延豊の「隠れた峡谷・大杉谷」第2巻第3号、昭和5年3月、「国立公園候補地概観(十)〔大台ケ原〕」を掲載し、第2巻第6号は、昭和5年6月に田村剛の「奥瀞の奇勝危し」を掲載し、奥瀞における水力発電所建設に反対を表明した。その後、第3巻12号は、昭和6年12月に柴田常恵の「国立公園候補地史的概観(九)大峯山と大臺ケ原」を掲載した(1)。

すでに国立公園協会が設立される以前から、内務省衛生局国立公園担当 者、史蹟名勝天然紀念物保存協会、日本庭園協会は、尾瀬、日光、上高 地、黒部などにおける水力発電開発、十和田の農業潅漑開発による自然、 景観の破壊にたいしては、早くから反対の意向を表明していた。

北山川の奥瀞における水力発電計画にたいする反対表明は、昭和5年6月の田村論文の出現までどこにもみられなかった。田村剛は、昭和2年のパンフレット『国立公園』の中では、北山川の発電所問題にふれていなかったし、昭和4年7月の論稿「国立公園の経費」でも「第一流の風景地たる富士、日光、上高地、十和田湖等に於いて年々風景毀損の事業が起つて居る」と語ったが、北山川奥瀞について言及していなかった。

「隠れたる峡谷・大杉谷」(第1巻第6号)を論じた中越延豊も、奥瀞における水力発電計画について言及していない。昭和4年8月に開催された国立公園協議会においても、奈良県から知事、地元選出衆議院議員、大阪電鉄社長、吉野郡町村長会長桝井喜明、奈良県属増田源治郎らが出席していたが、奥瀞の水力発電所の問題は提起されていない。

突然,昭和5年6月に田村剛は,『国立公園』誌に「奥瀞の奇勝危し」 を発表して,初めて北山川の水電計画を紹介しこれに反対を表明した。

一方地元において北山川の発電所建設問題は、すでに指摘したように、昭和初期に話題になっていた。新宮市に残る史料に、昭和5年10月4日付けの「北山川電力発電所反対に関する件」という文書がある。その文書は、つぎにように記している。

「名古屋市南海水電会社ハ予而三重県南牟婁郡神川村大字神ノ上ョリ同郡西山村大字小森ニ到ル北山川ニ於テ,三カ所ノ堰堤ヲ築キ水力発電所ノ計画ヲ立テ,既ニ認可ヲ得近々工事着手セント聞ク,斯クテハ蜒々七里ノ大峡谷奥瀞ノ絶景地ハー面貯水池ト化シー朝ニシテ其生命ヲ失ヒ下流静ハ丁ノ美モ亦水量激減ノタメ其ノ真髄ヲ失ヒ,由々敷国家的損出ヲ招来スルコト明カナリ,加之木材ノ流下,鮎漁ノ絶滅等地方的ニ蒙ル損害又莫大ナルモノアリ,願ハガクハ,右事情御高察ヲ仰ギ之ガ工事御差止メノ御詮議ヲ賜ハランコトヲ,茲に陳情仕候(²)。

この資料によれば昭和5年10月には、すでに水力発電工事の認可が与えられているとのことである。少なくとも計画は、1、2年前から存在していたはずである。

この「発電計画」にたいして、さきの論文で田村はつぎのように論じた。

「奥瀞峡中上下三個処に七十五尺乃至百五尺の高堰堤を築いて湛水し, 殆んど奥瀞峡の全域を湛水区域とせんとするものである。」そしてこの計 画は「単に原始的風景地に対して,無謀大胆なる加工をなすより,風景を 破壊する計りでなく,本峡谷の特色とする急湍激流を全滅せしめ,奇岩怪 壁を水底に没せしむるものであって、天下の由々しき大問題たるを失わない」と。

田村は、更に付け加えて「幸いにして、水力電気は、合計三万四千馬力に過ぎない比較的小さいもの」であったから、「計画を根本的に変更するに於ては、風景をさほど殷けないで、水電と風景とを両立せしめる見込みもあるので此際慎重なる調査を遂げて永遠に悔いを残さないようにしたい」と主張した。

この計画には「水産方面」よりの「抗議」と「森林より運出される木材 の流木に関する難問」があると指摘しているから、この水力発電ダム建設 にたいして、漁労者や筏流しが不可能になるとして林業関係者が反対して いたことがわかる。

なお田村は、最後に「さし当り県当局の発動を俟ち文部省あたりでは、これを十分調査せられ、必要な区域を劃して明勝地に指定せられるのが至当ではないかと考える」と述べた。この文面から察して田村は、この段階では奥瀞を国立公園候補地に組み入れるつもりはなく、史蹟名勝天然紀念物保存法による名勝天然記念物に指定してはと考えていた(3)。

この論稿を掲載した『国立公園』誌の同じ号には、和歌山県東牟婁郡自 治会長木村藤吉名義の内務省衛生局長赤木朝治への請願書が掲載されてい た。日付は昭和5年4月27日であった。

請願書は、「国立公園候補地として紀伊、熊野川上北山川上流渓谷御調査の為調査員御派遣あらんことを請願」するものであった。

その具体的要望は、熊野地方の名勝地をあげ、これを「吉野群山を中心とする国立公園候補地」に加え、「此地方をして国立公園の御指定」を願うための調査を実施して欲しいというものであった⁽⁴⁾。

何故かここでも奥瀞の水力発電問題は指摘されていなかった。

国立公園協会の田村らは、この請願書を受け取って、急遽、奥瀞の調査 をおこなったか明らかではない。

北山川の水電計画にたいする田村の論調は、十和田湖、上高地、とくに

黒部峡谷の発電計画にたいして厳しく反対した姿勢と較べて、反対の論調がやや弱いように感じられる。田村は、この論稿以外で北山水力発電計画にたいする反対意見を公表していない。

昭和6年4月に国立公園法が制定されることになって, 吉野熊野の国立 公園化の運動は, 積極的に続けられていった。

地元では、昭和6年1月には、『近畿国立公園期成会』が結成され、奈良、三重、和歌山の3県合同の吉野・熊野国立公園指定の運動が高まったかにみえた。その活動の中心は、岸田日出男であった。彼は「全く孤軍奮闘の状に加えて自己の低い位置と資金皆無といっても不可無き状態」だったと回顧しているから、運動の高まりと実際の運動の広がりとは別だったようである⁽⁵⁾。

昭和6年2月に奈良県から「大台ケ原及大峯山脈ヲ中心トスル国立公園 設定ニ関する建議」が国会に提出され、『国立公園』誌の昭和6年4月号 に掲載された⁽⁶⁾。

この建議書は、大自然、天然記念物の保護を強調してつぎのように述べている。

昭和6年4月に国立公園法が制定され、国立公園委員会は、国立公園選 定の作業を開始した。

国立公園委員会は、具体的作業を特別委員会に付託したが、昭和6年 12月8日の特別委員会では、各候補地の地域拡大の問題が討議されたが、 多くの委員から、吉野国立公園候補地に熊野を加えたいとの意見がだされ た。例えば脇水鐵太郎委員は、「熊野ト奈良県ノ南ニ拡張シテ南紀ノ海岸 ヲ包含シタノモ」を「考エテ戴キタイ」と主張した。委員長は、拡大に賛 意を示したが、決着はつかなかった(7)。

昭和7年3月10日の特別委員会でも、同じ要求が出され、当初消極的だった田村らは、この案を受け入れ、3月17日の特別委員会で正式に「従来ノ地域ノ東北部ニ大杉谷北部ノ御料地及民有地ヲ加へ、南方ニ北山川本流及東ノ川流域ヲ入レ、更ニ南方ニ北山川、熊野川ニ沿ツテ帯状地帯」を提案した。

昭和7年9月24日の国立公園委員会は、国立公園候補地吉野地区の拡大を承認して「吉野及び熊野」という名称で正式に候補地として選出した⁽⁸⁾。

この地域拡大は、二つの問題をクローズアップさせた。一の問題は、北山川(奥瀞)の水力発電問題であった。もう一つは、地域拡大が民有地を国立公園区域に含めることに伴い、林業家から国立公園指定への不安、反対運動を生んだことである。

吉野及び熊野国立公園候補地の地域拡大は、北山川下流を国立公園区域に含めることによって、北山川の水力発電計画問題を当然クローズアップさせた。昭和7年3月10日の国立公園委員会特別委員会において、田村は、北山川の水力発電計画に反対を表明していたが、脇水は、「ダム式ニセズニ水路式ニシテ此ノ風景ヲ保護シタイ」と妥協案を提起した。

しかし昭和7年10月10日の第2回国立公園委員会では、吉野熊野の水力発電所の問題は、他の候補地の水力発電所建設問題と同様に解決がつかなかった。そのため吉野熊野国立公園の指定は、しばらく延期されざるをえなかった⁽⁹⁾。

北山川下流を国立公園地区に指定することには、林業に関わる重大な問題を派生させた。北山川下流は、もともと原始林が伐採されて人工林が採植されていた民有地が多かった。従って民有地を多く含むこの地域を国立公園に指定すれば、林業地主らの林業経営を厳しく制限するかもしれないという問題を発生させた。

かくして昭和7年頃に、林業家から国立公園指定に対する反対、慎重論

が生まれ、一時指定運動は大きな困難に突き当たった。奈良県吉野の大山 林地主は、指定に疑問を抱いて、北山川一帯の国立公園指定に反対した。 県知事も、一時彼らに賛成し、林業家で大和山岳会副会長の近畿国立公園 期成同盟の岩本会長さえも、指定に疑問を抱くようになったといわれている⁽¹⁰⁾。

自然保護を目指して国立公園設立運動を展開していた岸田日出男らは、彼らをなだめて運動の強化に努めていたが、その矢先、昭和7年8月に、「今度は北村又左・水田藤兵衛の二大山林王が林業を妨げるものだと反対を唱」えた。翌年の昭和8年以後も北村らは4回にわたり「民有林を全部指定地から除外せよと当局に請願した。」こうして吉野熊野国立公園構想は、大きな壁に突き当たった(11)。

このような林業家の反対運動を受けて、国立公園協会、国立公園委員会は、対応を迫られた。国立公園協会は、昭和8年4月に田村剛、千家哲麿らによる吉野及熊野国立公園区域の調査をおこなった。千家は、『国立公園』第5巻第6号の調査報告書で「北山川沿岸はその大部分が人工造林地である関係上区域編入個所は河川敷のみと云うが如き希望もあったが之は区域内に編入された場合には森林は禁伐となるとのデマが一帯に流布されているためであった。然し此のデマは木材価格の暴落につけこむ悪ブローカーの跳躍によるものと、水力電気によるものとの二つであるように思われた。」と指摘した。

更に「区域内の森林の制限については農林省との間に協議をすすめつつあり近く発表の歩にある。それによれば普通地区域内に於ける森林は多少の制限こそあれ従来の施業には殆んど支障のないものである。従って森林禁伐の如き恐れは毫もない。さいわいに沿岸関係の方々も諒解せられ風致保存のために努力せられる事は喜びにたえない。」(12)と述べた。

千家の言い方によれば、林業家たちは、自分の私有地を国立公園地区に 指定されれば、林業経営が制限されるとのではないかという不安を感じた が、最終的に経営制限が少ないことを理解して妥協したようである。 そうした困難な問題を背景に、昭和8年7月に和歌山県では、国立公園協会和歌山支部設立が設立され、新たな動きを示した。規約によれば、支部長には和歌山県知事、副支部長には県「内務部長」が「推挙」され、会長が評議委員を会員から「委嘱」し、幹事を県庁内の土木課長、林務課長、衛生課長、社寺兵事課長などに任命した。かなりの官中心の組織であった⁽¹³⁾。

ともあれ、新しい動きには違いなかった。国立公園協会の動きも活発化 した。『国立公園』誌は、昭和8年に吉野・熊野国立公園候補地に関する記 事を多く掲載した。それを以下に列記する。

藤木九三「国立公園を語る(二)吉野群山と熊野」第5巻3号,岸田日出男「大峯山脈女人登山解禁問題について」同上,小坂・千家「吉野及熊野国立公園区域調査紀行」第5巻6号,和歌山県庁林務課三浦忠夫「熊野海岸を通ずる鉄道工事に就いて」第5巻9号,和歌山県根井友信「北山峡を筏で下る」第5巻10号。

1年間に7本の論稿を掲載したことから、国立公園協会が、吉野・熊野 を如何に注目していたか理解できる。

つぎの年の昭和9年に国立公園協会は、「吉野及び熊野」の国立公園の 正式名称を公募して、「吉野熊野国立公園」と決めた⁽¹⁴⁾。

さて、吉野・熊野国立公園候補地の拡大問題問題は、その後、国立公園 委員会ではどのように扱われたのであろうか。

国立公園委員会は、吉野熊野の民有地を国立公園候補地への組み入れる 方針を確認したが、林業家からの反対請願もあって、改めて地域拡大問題 を論議することになった。

昭和10年12月の第7回国立公園委員会は、名称を吉野熊野国立公園と決めることを特別委員会に付託して、第8回国立公園委員会は、それを承認した⁽¹⁵⁾。

国立公園の選定が大詰めになっていた昭和10年12月20日,23日の特別委員会では、区域の議論に新たに熊野の海岸にある海軍施設との関係が浮

上していた。田村は、海軍省の「希望」を入れて飛行場に絡む「潮ノ岬ノ 海岸」を国立公園区域から除外する方針を提起して承認された。

また田村は、「林業家ヨリ陳情請願」のあった当初の私有地区域については、農林省と相談の上、原案を「縮小」したと報告した。農林系委員からは、改めて林業に影響がでないようにとの苦言が呈された。

しかし本多静六委員は、私有林とはいえ吉野「人工美林」を評価し、国 立公園に含めことを強調したが、最後に妥協して大幅に「人工美林」地帯 を除外することに賛成した。

こうして国立公園地域は、私有林を大幅に除外して、林業家の不安、反対をかわして北山川沿いの細い帯状となった。第1図を参照。

水力発電の問題は、他の地域の問題とも絡んでいたので容易に解決しなかった。大詰めの昭和10年12月20日の国立公園委員会の特別委員会で、逓信省次官清水委員は、吉野熊野地域内には、「許可済デ未開発ノモノ六ケ地点」、「許可ニツキ知事ヨリ稟正中ノモノハケ点」あり、この内重要なものが「北山川上流ノ三ケ地点瀞八丁ノ上流」で、「是非開発シタイ」と力説した。

これに対し委員から反対論が続出し、計画を変更して国立公園と発電計画が「両立スル様」にしたいとの意見が出された。しかし清水委員は、現行計画の「堰堤方式」の発電方法を固執した。

ある委員は、「会社側ハ水路方式ニ賛成」しており、「水路方式」による 発電と国立公園とを「両立」するように主張した。清水委員は「水路方 式」では、「発電力が半分位ニナリ割高」になる計画変更を拒否した。

さらに反対委員は、堰堤方式の発電となれば、筏による木材運搬が不可能になり、鉄道輸送や道路輸送となり、林業者に大きな負担を課することになると批判した。議論は併行してすすんで、なかなか決着がつかなかった。

昭和10年も押し迫って昭和10年12月23日に国立公園委員会の特別委員会は、細川委員長が、北山川の水力発電計画には「日本アルプスト同ジ精神

デヤル」という文言を入れるという提案で曖昧に解決した。ちなみに日本アルプス方式とは、黒部渓谷における発電所建設の方式で、すでに詳論したように、電源開発計画を中止しないで、堰堤の高さを低くおさえたり、水量をコントロールしたり、ダム方式をさけて水路方式にするなど、かなりの程度計画を変更して自然、風景を保護しようとした方式である(16)。

こうして未決定であった吉野熊野国立公園は、水力発電所建設と国立公園指定の両立という妥協案で決着がつき、昭和11年2月に正式に指定された。

北山川の発電所建設問題は、幸いにも戦前においては、北山川の谷の深 さ、曲折の著しさなどのため、開発コストもかさみ、ついに実現にいたな らなかった。

最後に大台ケ原の観光について指摘しておけば、大台ケ原登山者数は、大正5年に「数千人」、大正11年に5000人であったが⁽¹⁷⁾、昭和4、5年には、大峯山脈・山上ケ岳に年20万人が登山したと指摘されている⁽¹⁸⁾。ちなみに富士山の登山者が7万人であった。

こうした吉野群山登山の盛況は、当然国立公園の俗化をもたらすことになるが、自然保護のために国立公園設立運動をおこなっていた岸田日出男は、この問題について、昭和8年の『国立公園』誌で辛口の批判をおこない、物議をかもした。

岸田は、昭和8年に大阪の大峯登山講の役員会で、女人登山解禁の動きに反対を表明したことを紹介し、自ら女人禁制論に組した論議を展開した。彼の論点は、第1に女人禁制は、千数百年の伝統的な「精神的の一大不文律」であり、「天の掟」である。これを十分に慎重に審議ぜずに安易に解禁することは認めがたい、というものであった。

第2の論点は、国立公園になったのだから、女人禁制解禁だとう論法は、「地元の繁榮」をめざす国立公園の一つの目的を現しているが、正しくはない。国立公園は、原始の大自然を抱えており、自然保護のために大衆的な利用を拒むところである。アメリカのイエローストンのように自然

を保護し、「不況打開」のために国立公園を打算的にみることは誤りである。といことであった。

岸田の真意を代弁すれば、女人禁制の解禁によって、カフェーや茶屋や料亭などの出現をともない、山の俗化が生じる恐れがあるから、女人禁制を維持すべきであるということである。岸田は、最終的に女人禁制を主張したのではなく、十分な論議と準備をへたものであれば、やむをえないと考えた。いずれにしても、岸田は、こうして国立公園の俗化に警告し、「国立公園はなるべく原始の環境を尚び、地方色豊なるを希う」という立場から、女人禁制を擁護したのであった(19)。

ここにも国立公園がかかえる観光的利用と自然保護の確執問題が,明確 に表示している。

以上のように、吉野熊野国立公園の設立事情は、十和田湖、日光・尾瀬、黒部峡谷のようにあまり表面だって世上に扱われなかったが、戦前には瀞八丁が名勝天然記念物に指定されて保護され、北山川上流の奥瀞の水電工事もおこなわれず自然と風景が保護された。そうした自然保護の戦前の努力は、これまであまり注目され、十分に研究されてこなかったとはいえ、小論が明らかにしたように、今改めて高く評価されてしかるべきである。

しかし残念ながら、戦後に冠松次郎が「既に堰堤の位置が定められこの 渓水が水電に利用されることは必至となっている」と指摘しているよう に⁽²⁰⁾、1950年に提出された総合開発によって、紀州の山川は、国立公園 区域であるにもかかわらず、国立公園の規制力を失い、ダム建設の開発の 嵐に襲われ、北山峡だけでも多くの峡谷が絶景を喪失していったのであ る。この問題は、戦後国立公園の拡大・再編の研究において改めて論じな ければならない。

《注》

- (1) 『国立公園』掲載の吉野熊野国立公園関連の論考は以下のとおり。 昭和4年,中越延豊「隠れた峡谷・大杉谷」(第1巻第5号),昭和5年6 月,田村剛「奥瀞の奇勝危し」(第2巻第6号),昭和6年12月,柴田常恵 の「国立公園候補地史的概観」(九)大峯山と大臺ケ原」第2巻第12号, 昭和8年3月,岸田日出男「大峯山脈女人登山解禁問題について」,(第5 巻第3号)。
- (2) 前掲『新宮市史』, 238頁。
- (3) 昭和5年6月,田村剛「奥瀞の奇勝危し」(第2巻第6号)。
- (4) 昭和5年6月, 第2巻第6号。24頁。
- (5) 前掲『奈良県の百年』、227頁。新聞をみよ。
- (6) 請願書。国公誌,
- (7) 国立公園委員会『特別委員会記事大要』。この資料は、これまでの論文で示したように国立公文書館に所蔵されている。小論での引用文は、年月日をみればわかるので、逐一頁を指摘しなかった。
- (8) 前掲『日本の国立公園』, 38-9頁。
- (9) 同上, 39-9頁。
- (10) 前掲『奈良県の百年』, 228頁。
- (11) 林業家たちの反対運動については、前掲『奈良県の百年』,228頁。
- (12) 小坂·千家,「吉野及熊野国立公園区域調査紀行」,『国立公園』第5巻第6号。
- (13) 和歌山支部,『国立公園』第5巻第10号。
- (14) 前掲『日本の国立公園』, 43頁。
- (15) 同上, 43頁。
- (16) 拙稿「中部山岳国立公園の制定(下)」,『経済志林』第70巻第3号,黒 部の事例を参照。
- (17) 前掲中越論文『国立公園』第1巻第5号,16頁。
- (18) 前掲千家論文, 第5巻第6号, 27頁。
- (19) 昭和8年3月,岸田日出男「大峯山脈女人登山解禁問題について」,『国立公園』第5巻第3号,25-9頁。
- (20) 冠松次郎「惜しまれる大風景(一)」, 戦後版『国立公園』第15号, 1951 年, 15頁。

The Establishment of Yoshino-Kumano National Park

Nisaburo MURAKUSHI

《Abstract》

This is another chapter of my thesis on the establishment of National Parks in Japan. The subject of this particular chapter is to examine the process of how the Yoshinokumano National Park was set up. The Yoshinokumano National Park covers the mountain range spread across three prefectures: Nara, Wakayama, Mie, which are situated in Kii Peninsula, and its valley, and the coastline of Kumano. The centre of this area is the Yoshino Mountain Range and although forestry has been the main industry for many years, virgin forests remain untouched and it has been a place of natural beauty.

As the modernization of forestry developed since the end of Meiji Era, some parts of the virgin forest of Yashino were cut down and the damage to the environment and the natural beauty had began. From the beginning of Taisho Era, the campaign to protect this virgin forest had started amongst the local citizens and the scholars. This movement intended to nominate this area a national park in order to protect the nature and a landscape. In Showa 3rd, well-known Doro-hacho Valley was named as a special natural treasure, so its scenery was out of danger from the development.

However, a plan to develop an electric power plant in the area known as Okutoro, the interior of the valley, was raised in the Showa 5th. Home Office, National Park Association, and Association of Protection of Shiseki Meishou Tennenkinenbutu, all opposed to the plan. But the plan was not eradicated easily as The Ministry of Post and Telecom supported the electricity company. Moreover, companies involved in the forestry industry opposed to the National Park movement, as they

feared that their industry would be ruined if Yoshino area was designated as a National Park.

Home Office excluded the privately-owned land and in Showa 10th, it finally proceeded with the designation of a national park. Although the plan of the electric power station went ahead, the damage to the environment and scenery were restricted to the minimal.